

子育て応援資金「おうみの子」定期積金 商品説明書

商 品 名	子育て応援資金「おうみの子」定期積金
ご利用 いただける方	・滋賀県在住で、18歳未満のお子様を3人以上扶養する親のいずれか1名
預入期間	・5年ものスーパー定期積金
預 入 (1) 預入方法 (2) 契約金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に掛金の払込みができます。 ・契約金額100万円以上（お子様の人数のみ契約可能） ・100円単位
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・5年ものスーパー定期積金の店頭表示金利にお子様の人数ごとに金利を上乗せ致します。 ・お子様3人：0.3%上乗せ、4人：0.4%上乗せ、5人以上：0.5%上乗せ
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月1日からお受け取りになる給付補填金（お利息）には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。
中途解約の 取扱い	・スーパー定期積金に準じます。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 ・滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金利環境の変化等により適用金利の変更または、募集を中止することがあります。 ・お預入が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・証書式、通帳式でお取扱いできます。 ・ATMでのお取扱いはできません。 ・預金保険の対象商品です。 （お一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます）

（令和6年8月1日現在）